証券コード　7847
平成27年5月11日

株　主　各　位

埼玉県秩父市太田2474番地1
株式会社グラファイトデザイン
代表取締役社長　松　田　喜　良

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第26回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年５月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年５月28日（木曜日）午前10時30分
２．場　　所　埼玉県秩父市上宮地町上の台5911-1
　ナチュラルファームシティー農園ホテル1階　花梨の間
　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第26期（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役１名選任の件
第４号議案　監査役３名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.gd-inc.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年3月 1日から
平成27年2月28日まで）

1．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的概況

当事業年度におけるわが国経済は、政府による積極的な経済政策や金融政策を背景に企業収益の改善や設備投資・雇用環境の持ち直しが見られるなど、緩やかな回復基調となっておりましたが、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動による影響や急激な円安に伴う輸入価格の上昇など、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

ゴルフ業界におきましては、天候不順の影響と消費税増税後の需要低迷が長く続いたことにより、回復の遅れがみられ、業界を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあります。

このような環境のもと、ゴルフシャフト等製造販売事業の受注量の拡大と自転車フレーム等製造販売事業の販売拡大に傾注してまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高4,024,300千円（前期比11.0%減）、営業利益は934,694千円（前期比25.2%減）、経常利益は1,032,517千円（前期比24.0%減）、当期純利益は673,754千円（前期比42.0%減）となりました。

主要セグメントについては下記のとおりであります。

当社は、スポーツ用品関係の専門メーカーとして、ゴルフシャフト等の製造販売を柱とし、ゴルフクラブ組立加工事業及び自転車フレーム等製造販売を行っております。従って、経営の多角化を示すような事業の種類がないため、記載しておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社設備投資等の総額は、62,397千円（建物及び構築物・車両運搬具は除く）であります。その主な内訳は、ゴルフシャフト製造販売事業に係る61,300千円、自転車フレーム等製造販売事業に係る1,097千円であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき該当事項はありません。

(8) 直前３事業年度の財産及び損益の状況の推移

当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第23期 平成24年2月期	第24期 平成25年2月期	第25期 平成26年2月期	第26期 （当事業年度） 平成27年2月期
売　上　高	3,595,940千円	3,462,211千円	4,523,838千円	4,024,300千円
経　常　利　益	955,900千円	613,467千円	1,358,987千円	1,032,517千円
当　期　純　利　益	726,074千円	1,229,771千円	1,161,089千円	673,754千円
１株当たり当期純利益	104円54銭	177円06銭	167円17銭	102円84銭
総　資　産	3,790,309千円	4,267,706千円	5,524,507千円	5,599,942千円
純　資　産	1,922,319千円	3,121,286千円	4,177,444千円	4,230,770千円

（注）1. １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は、平成24年9月1日付で、普通株式1株につき100株とする株式分割を実施しております。第23期の1株当たり当期純利益については、期首に株式分割が行われたものとして算定しております。

3. 第24期に連結子会社が清算結了となったことから、連結決算会社から非連結決算会社へ移行いたしました。これにより、上表は当社単体（個別）で表記しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当事業年度末日現在、当社には子会社はありません。

③ 重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

④ その他

該当事項はありません。

(10) 対処すべき課題

① 経営に関する事項

当社を取り巻く経済環境及び市場環境は多様化を遂げ、さらに激化するものと思われます。また、景気動向は回復しつつあるものの、消費マインドの低下による影響が懸念されます。

当社は、日本市場及び海外市場向け販売拡充のためのブランド製品の販売数量の獲得に努め、販売体制の構築と各メーカーへのコンセプトに合った共同開発による製品提供を図ることを基本的な戦略としております。

当社においての取り組みは下記のとおりであります。

ゴルフシャフト製造販売においては、ゴルフシャフトの販売数量の拡充と、各メーカーへのシェア拡大に努めたいと考えております。

自転車フレーム等製造販売においては、サイクル市場への販売拡大に努めたいと考えております。

② 剰余金の配当等について

当事業年度の剰余金の配当につきましては、業績の向上に鋭意努めてまいりましたが、「1.会社の現況に関する事項（1）事業の経過及びその成果」にも記載しておりますとおり当社を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くものと思われます。

当事業年度につきましては、普通配当15円に特別配当5円を加えた１株当たり20円の期末配当とさせて頂きたいと存じます。

また、内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術・製造開発体制を強化し、さらには、グローバル戦略の展開を図るために有効投資し、将来の事業展開を通じて株主の皆様に還元させて頂きたいと考えております。

(11) 主要な事業内容（平成27年2月28日現在）

炭素繊維製ゴルフシャフト製造販売事業
ゴルフクラブ組立加工事業
自転車フレーム等製造販売事業

(12) 主要な営業所及び工場（平成27年2月28日現在）

名称	所在地
本社・工場（当社）	埼玉県秩父市太田2474番地１

(13) 従業員の状況（平成27年2月28日現在）

区分	従業員数(名)	前事業年度末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
男性	62(1)	2(△1)	38.0	11.0
女性	48(6)	1(1)	40.0	9.0
合計	110(7)	3(－)	39.0	10.0

(注)従業員数は、就業員数であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況（平成27年2月28日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	116,682千円
株式会社埼玉りそな銀行	86,840千円
株式会社商工組合中央金庫	63,600千円

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式に関する事項（平成27年2月28日現在）

（1）発行可能株式総数　27,782,400株

（2）発行済株式の総数　6,945,600株
（自己株式516,064株を含む）

（3）単元株式数　100株

（4）株主数　2,600名

（5）大株主（上位１０名）

株主名	持株数	持株比率
山田拓郎	918,100株	14.28%
高野東治	406,000株	6.31%
東レ株式会社	360,000株	5.59%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	267,500株	4.16%
山田園子	260,000株	4.04%
木本裕二	177,300株	2.75%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	173,000株	2.69%
杉浦久夫	150,400株	2.33%
グラファイトデザイン従業員持株会	79,600株	1.23%
松田喜良	75,600株	1.17%

（注）1.当社は自己株式516,064株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2.持株比率は、自己株式（516,064株）を控除して計算しております。

（6）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年2月28日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	松田喜良	開発部管掌
取締役専務（代表取締役）	木本裕二	営業本部長
常務取締役	山田拓郎	国際事業部長
取締役	高田則明	製造統括本部長 兼サイクル事業部長
取締役	窪田悟	管理本部長
取締役	松本敬三	品質管理室長 兼生産技術部長
常勤監査役	杉浦久夫	
監査役	佐藤史芳	税理士 七福商事株式会社 社外取締役
監査役	町田政行	税理士

（注）１．監査役佐藤史芳及び監査役町田政行の両氏は、社外監査役であります。
２．監査役佐藤史芳及び監査役町田政行の両氏は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に辞任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 独立役員

当社は、監査役佐藤史芳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	6名	113,677千円
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	10,312千円 （2,500千円）
合計	9名	123,990千円

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役の報酬限度額は、平成13年5月25日開催の第12回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成13年5月25日開催の第12回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
4．上記の支給額には、以下のものが含まれております。
当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額11,930千円（取締役6名11,517千円、監査役3名412千円（うち社外監査役2名100千円））。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

社外監査役佐藤史芳氏は、七福商事株式会社の社外取締役であります。当社と七福商事株式会社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	取締役会（20回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役佐藤史芳	19回	95.0%	13回	100.0%
監査役町田政行	19回	95.0%	13回	100.0%

取締役会及び監査役会における発言状況

社外監査役佐藤史芳氏及び社外監査役町田政行氏は、主に税理士の見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社の定款においては、社外監査役の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めており、当社は監査役佐藤史芳氏及び監査役町田政行氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金240万円又は法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,500千円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

（注）1. ①は公認会計士法第2条第1項の監査証明業務に係る報酬であります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任、又は、不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人新日本有限責任監査法人とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結をいたしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額であります。

(6) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制

当社が「業務の適正を確保するための体制」として取締役会において決議し、内部統制システム構築の基本方針を定め、この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効率的な内部統制システムの構築を目指し、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図るため、次のような体制にしております。

⑴ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの推進については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」並びに「倫理規定」に基づき、役員及び社員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として業務運営にあたるよう指導し、実践する。

コンプライアンスに関する主管は管理部と定め、担当取締役をその責任者とする。また経営企画室は、内部監査を担当し、各部門の業務プロセス等の監査を通じて、コンプライアンスの状況をモニターし、その内容を代表取締役社長と監査役に報告する。

⑵ 損失の危険に関する規定その他の体制

当社は、全社的なリスクを網羅的に管理するため「経営リスクマネジメント規程」を設定し、社長は経営リスクマネジメントシステムの構築と維持に責任を持つ。社長は内部統制委員会に対し、経営リスクの分析・評価・対応策を構築させ、各業務部門に対応策の実行を要請する。

製品の品質問題に関しては「品質管理委員会」、労働安全衛生面に関しては「安全衛生委員会」が設置され、それぞれリスク対応策を実施している。

緊急事態の発生した場合の対応については、「緊急時対応規程」を定め、管理部が所管し、必要に応じて緊急対策本部を設置、必要な対応を図ることとしている。

⑶ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督をするとともに、取締役間の意思疎通を図っている。

課長職以上で構成する経営会議を毎月1回開催し、会社の経営状態と業務に関する情報等の共有化を図り、経営の迅速化を図っている。

監査役はそれぞれの会議に参加し、積極的に意見陳述を行い、監視機能を果たしている。

当社は、取締役会において中期経営計画及び各年度の経営計画と利益目標を作成し、各部門においてその達成のために必要な具体策を立案して、実行し、月例の取締役会及び経営会議においてその進捗状況等をフォローする体制としている。

⑷ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の業務執行に係る情報・文書は、社内規定に基づき適切に保存・管理している。

また、経営情報等の管理については、「情報セキュリティ規程」及び「情報セキュリティ細則」を定め、全従業員が遵守するよう各所管部門長が指導するとともにモニターを行う体制としている。

⑸ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、現在監査役を補助する使用人はいないが、監査役から要望があった場合は、経営企画室を中心に監査役の業務を補助するためのスタッフを置くものとしている。また、補助するスタッフについては、独立性を確保するため、取締役の指揮命令は受けないものとしている。

⑹ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況及びリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款への違反事項、その他コンプライアンス上重要な事項について報告しなければならない。

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、その職務の執行に関する事項の説明を行う。

監査役は、当社の重要会議への出席及び意見陳述が認められており、常時これら会議に出席できることとしている。そのため、取締役会や重要会議の日程をあらかじめ監査役に報告している。

⑺ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行うとともに、当該システムと金融商品取引法及びその他の関連法令等との整合を確保するために、その仕組みを継続的に評価・報告し必要な是正を行う。

⑻ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たないという意識を取締役及び使用人にも周知させている。万一、反社会的勢力から直接、間接を問わず不当な要求を受けた場合は、法律の専門家や警察署等と連携して対処し、毅然とした態度で対応することにしている。

7．株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

貸借対照表

（平成27年2月28日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,600,200**	**流動負債**	**1,146,117**
現金及び預金	3,300,301	買掛金	285,181
受取手形	26,446	短期借入金	330,602
売掛金	788,387	一年以内返済予定長期借入金	66,836
商品及び製品	262,248	未払金	45,048
仕掛品	88,990	未払費用	22,281
原材料及び貯蔵品	71,125	未払法人税等	296,236
前払費用	6,873	未払消費税等	54,899
短期貸付金	1,111	預り金	2,555
繰延税金資産	43,689	賞与引当金	40,808
その他	11,822	その他	1,667
貸倒引当金	△795	**固定負債**	**223,054**
固定資産	**999,741**	長期借入金	26,684
有形固定資産	**725,453**	退職給付引当金	47,004
建物	326,430	役員退職慰労引当金	92,939
構築物	103,761	資産除去債務	56,426
機械装置	28,800	**負債合計**	**1,369,172**
車両運搬具	18,677	**純資産の部**	
工具器具備品	52,083	**株主資本**	**4,228,053**
土地	195,701	**資本金**	**589,612**
無形固定資産	**47,841**	**資本剰余金**	**582,653**
ソフトウェア	28,110	資本準備金	582,653
商標権	16,621	**利益剰余金**	**3,511,951**
その他	3,109	利益準備金	39,351
投資その他の資産	**226,446**	その他利益剰余金	3,472,600
投資有価証券	54,904	別途積立金	900,000
長期貸付金	871	繰越利益剰余金	2,572,600
保険積立金	126,379	**自己株式**	**△456,164**
会員権	7,381	**評価・換算差額等**	**2,716**
繰延税金資産	32,300	その他有価証券評価差額金	2,716
その他	4,610	**純資産合計**	**4,230,770**
資産合計	**5,599,942**	**負債・純資産合計**	**5,599,942**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年3月 1日から
平成27年2月28日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		4,024,300
売上原価		2,011,436
売上総利益		2,012,864
販売費及び一般管理費		1,078,169
営業利益		934,694
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,686	
受取手数料	10,867	
為替差益	93,506	
雑収入	2,377	108,437
営業外費用		
支払利息	7,176	
貸倒損失	2,392	
雑損失	1,046	10,615
経常利益		1,032,517
特別利益		
固定資産売却益	352	
ゴルフ会員権売却益	4,250	
保険差益	5,205	
保険解約返戻金	1,946	11,754
特別損失		
固定資産除却損	63	
固定資産売却損	9	72
税引前当期純利益		1,044,199
法人税・住民税及び事業税	348,667	
法人税等調整額	21,777	370,444
当期純利益		673,754

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年3月 1日から 平成27年2月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成26年3月1日 残高	589,612	582,653	582,653	39,351	700,000	2,272,485	3,011,836	△20	4,184,081
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△173,638	△173,638		△173,638
当期純利益						673,754	673,754		673,754
別途積立金の積立					200,000	△200,000	－		－
自己株式の取得								△456,144	△456,144
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	200,000	300,115	500,115	△456,144	43,971
平成27年2月28日 残高	589,612	582,653	582,653	39,351	900,000	2,572,600	3,511,951	△456,164	4,228,053

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年3月1日 残高	△6,637	△6,637	4,177,444
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△173,638
当期純利益			673,754
別途積立金の積立			－
自己株式の取得			△456,144
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	9,354	9,354	9,354
事業年度中の変動額合計	9,354	9,354	53,325
平成27年2月28日 残高	2,716	2,716	4,230,770

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

当事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品・原材料

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

・仕　掛　品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

・貯　蔵　品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……８年から31年

構築物……７年から30年

機械装置……２年から９年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間(５年)による定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　1,188,422千円

(2) 期日満期手形

期日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決算処理しております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であるため、次の期日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形　　1,719千円

3．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,945,600株	－株	－株	6,945,600株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	64株	516,000株	－株	516,064株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得516,000株による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決　　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成26年5月28日定時株主総会	普通株式	173,638	25	平成26年2月28日	平成26年5月29日

(4) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成27年5月28日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	128,590	20	平成27年2月28日	平成27年5月29日

(5) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクを内包しております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクを内包しております。

営業債務である買掛金及び運転資金としての短期借入金は、1年内の支払期日であり、支払期日に手持ち資金が不足する流動性リスクがあります。長期借入金は、設備投資等に係る資金調達として行ったものであります。

③金融商品に対するリスク管理体制

イ．信用リスク

当社は、営業債権について取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、各営業部門が主要な取引先の状況等を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

ロ．市場リスク

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や取引先の財務状況を把握しております。変動金利の借入金のうち長期については、支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとに取引を行っております。

ハ．流動性リスク

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を高水準に保つことによりリスクを回避しております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

平成27年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
① 現金及び預金	3,300,301	3,300,301	－
② 受取手形及び売掛金	814,833	814,833	－
③ 投資有価証券	54,904	54,904	－
④ 長期貸付金	1,982	1,987	4
資産計	4,172,020	4,172,025	4
⑤ 買掛金	(285,181)	(285,181)	－
⑥ 短期借入金	(330,602)	(330,602)	－
⑦ 未払金	(45,048)	(45,048)	－
⑧ 未払法人税等	(296,236)	(296,236)	－
⑨ 長期借入金	(93,520)	(93,625)	△105
負債計	(1,050,587)	(1,050,692)	△105

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

①現金及び預金

預金はすべて短期間であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。なお、有価証券は、その他の有価証券として保有しております。

④長期貸付金(1年以内回収予定を含む。)

長期貸付金の時価の算定は、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

⑤買掛金、⑥短期借入金、⑦未払金、⑧未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑨長期借入金(1年以内返済予定を含む。)

長期借入金の時価の算定は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	金　額
繰延税金資産（流動）	
未払事業税	19,518千円
賞与引当金	15,405千円
たな卸資産評価額	2,650千円
その他	6,115千円
小　　計	43,689千円
繰延税金資産（流動）合計	43,689千円
繰延税金資産（固定）	
役員退職慰労引当金	32,881千円
ゴルフ会員権	1,481千円
退職給付引当金	16,630千円
その他	20,132千円
小　　計	71,126千円
評価性引当額	△30,386千円
繰延税金資産（固定）合計	40,739千円
繰延税金負債（固定）	
その他	△8,439千円
繰延税金負債（固定）合計	△8,439千円
繰延税金資産（△負債）（固定）の純額	32,300千円
繰延税金資産（△負債）の純額	75,989千円

決算日後の法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年4月１日以降開始する事業年度から法人税率等の変更がされることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実行税率は、一時差異等による解消時期に応じて以下のとおりとなます。

平成28年2月29日までは、35.4%

平成28年3月1日から平成29年2月28日までは、32.8%

平成29年3月1日以降　32.1%

この税率の変更による影響額は軽微であります。

６．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　658円02銭

(2) １株当たり当期純利益　102円84銭

(注) １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

７．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年4月10日

株式会社グラファイトデザイン
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　橋　一　生　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　新　居　伸　浩　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社グラファイトデザインの平成２６年３月１日から平成２７年２月２８日までの第２６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成26年３月１日から平成27年２月28日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年4月13日

株式会社グラファイトデザイン監査役会

常勤監査役　杉浦久夫　㊞

監査役　佐藤史芳　㊞

監査役　町田政行　㊞

（注）監査役佐藤史芳及び町田政行の2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

１．期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第26期の期末配当をいたしたいと存じます。

こうした考えのもと、期末配当につきましては、普通配当15円に、特別配当5円を加えた20円とさせていただきたいと存じます。

また、内部留保につきましては、今後、企業価値向上を図るための投資等に充当するものとし、将来の事業展開を通じて株主の皆様に還元させていただく所存です。

(1) 配当財産の種類　　金 銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき20円（うち、普通配当15円・特別配当５円）

配当総額　１２８，５９０，７２０円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年５月29日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　２００，０００，０００円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　２００，０００，０００円

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されることに伴い、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることとなり、それらの取締役及び監査役についても、期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第31条及び第42条の一部を変更するものであります。なお、定款第31条の変更に関しては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役の責任免除） 第31条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、法令が規定する金額とする。	（取締役の責任免除） 第31条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の責任免除) 第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２.当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、240万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い金額とする。	(監査役の責任免除) 第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 ２.当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第３号議案　取締役１名選任の件

経営体制の強化を図るため１名を増員し、取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
和田壮司（わだたけし） （昭和54年3月27日生） 新任	平成14年10月　中央青山監査法人入所 平成18年 7月　公認会計士登録 平成18年10月　PwCアドバイザリー株式会社入社 平成19年 4月　ノスプロダクター株式会社 監査役 平成21年 4月　株式会社KPMG FAS 入社 平成24年10月　株式会社日本財産コンサルタンツ 代表取締役就任（現在に至る） 平成26年10月　株式会社audience 代表取締役就任（現在に至る） （重要な兼職の状況） 株式会社日本財産コンサルタンツ 代表取締役 株式会社audience 代表取締役	－株

（注）１.候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

２.和田壮司氏は、社外取締役候補者であります。

３.和田壮司氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

和田壮司氏は、会社経営者としての経験や知見、並びに、公認会計士としての財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行を監督いただくため、社外取締役候補者としてその職務を適正に遂行できるものと判断し、選任するものであります。

４.社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、和田壮司氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第31条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

５.当社は、和田壮司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出をする予定でおります。

第４号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

改めて監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	杉浦久夫 （昭和21年12月20日生）	平成元年 8月　当社入社第二製造課長 平成 3年 4月　当社第二製造部次長 平成 6年 5月　当社取締役就任 第二製造部長 平成 9年 4月　当社取締役製造部長 平成16年 5月　当社取締役製造部長 兼開発担当 平成17年 5月　当社取締役営業本部長 兼第２営業部長 平成19年 5月　当社常勤監査役就任 （現在に至る）	150,400株
2	佐藤史芳 （昭和35年10月21日生）	昭和57年 4月　城北食品販売事業協同組合 入社 昭和60年 9月　細野和久税理士事務所入所 昭和63年 4月　野島経理事務所入所 平成 2年 7月　伊奈山税務会計所入所 平成 9年 5月　公認会計士・税理士 篠原啓慶事務所入所 （現在に至る） 平成15年 5月　当社監査役就任 （現在に至る） ［重要な兼職の状況］ 七福商事株式会社　社外取締役	3,800株
3	町田政行 （昭和21年２月10日生）	昭和39年 4月　関東信越国税局任官 平成17年 7月　行田税務署長退任 平成17年 8月　税理士登録開業 町田政行税理士事務所 （現在に至る） 平成23年 5月　当社監査役就任 （現在に至る）	3,900株

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 佐藤史芳氏、町田政行氏は、社外監査役候補者であります。

3. 佐藤史芳氏、町田政行氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。

両氏は、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、専門的知識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。

なお、両氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。

4. 佐藤史芳氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。

5. 町田政行氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

6. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、佐藤史芳氏、町田政行氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第42条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、両氏の再任が承認された場合、当社は佐藤史芳氏、町田政行氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

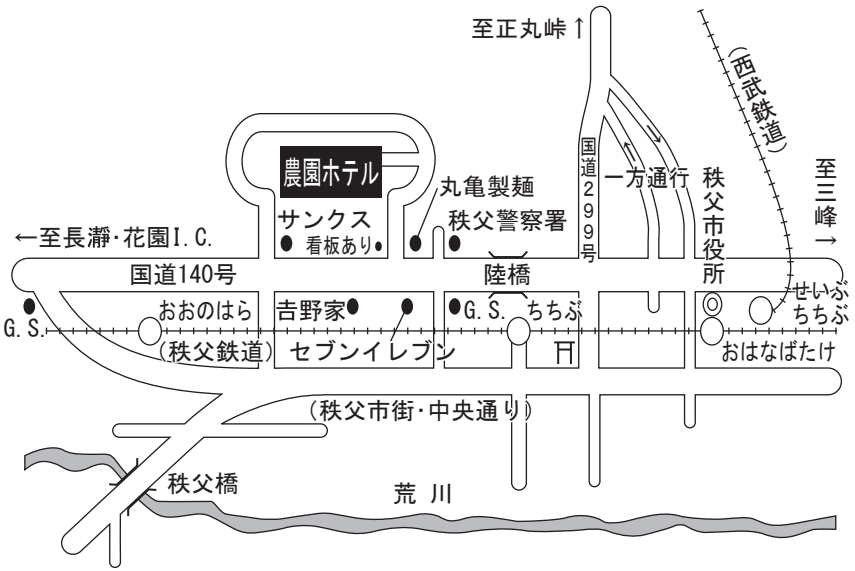
また、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件といたしまして、杉浦久夫氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

7. 当社は、佐藤史芳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場　埼玉県秩父市上宮地町上の台5911-1
ナチュラルファームシティー農園ホテル１階　花梨の間
電話　0494-22-2000



交通　■電車
池袋－（西武鉄道）－所沢－飯能－西武秩父（終点）
＜特急レッドアロー号利用の場合約80分＞
熊谷－（秩父鉄道）－秩父
※当日は、次のとおり送迎車を運行いたしますのでご利用ください。
西武秩父駅　午前10時00分発
秩父駅　　午前10時05分発
■タクシー
西武秩父駅より７分
秩父鉄道秩父駅より５分